

公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の  
製品安全分野における交流及び協力の強化に関する協力覚書

公益財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）及び亜東関係協会（以下「双方」という。）は、1972年12月26日に作成された「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項（7）及び2010年4月30日に作成された「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の2010年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」第5項に関連し、次の事項を共に実施し、また、これらにつき必要な関係当局等の同意が得られるよう、製品安全分野における更なる交流及び協力の必要性の認識の下、相互に協力することにつき共通認識に達した。

1. 双方は、製品安全分野における安全の確保及びリスクの低減を追求するため、製品安全における協力関係を強化するよう努力することとし、交流協会は経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）、亜東関係協会は經濟部標準檢驗局（BSMI）に対し、それぞれの協力を要請する。
2. 双方は、年一回程度の実務者による定期会合を相互に開催するとともに、必要に応じて、専門家による交流を随時実施する。
3. 双方は、共に関心を有する以下の項目について情報交換を行う。
  - (1)消費生活用製品の安全の確保に資する科学面、技術面、規則面に関する情報
  - (2)日台それぞれの法令の範囲内において、健康及び安全に関して明らかになった製品の問題に関する情報
  - (3)製品の標準化活動に関する情報
  - (4)日台それぞれの市場に対する法令の運用に関する一般的な情報
  - (5)日本又は台湾で生産された製品について明らかになったリスク及び当該リスクに対して講じられた措置に関する情報
  - (6)第三国で製造され、日本及び台湾で流通している消費生活用製品について明らかになったリスク及び当該リスクに対して講じられた措置に関する情報
  - (7)主要な製品回収及びリコール事例に関する情報
  - (8)消費生活用製品に起因する重大事故、リスク評価結果及び製品テストに関する情報
  - (9)消費生活用製品のリスク評価手法及び事故原因究明技術に関する情報

4. (1) 3. の規定に基づき得られた情報の取扱い、及び、3. の規定に基づく情報交換のための情報の収集は、日台それぞれの法令の範囲内で行われる。  
(2) 3. の規定に基づき得られた情報は、刑事手続には使用されない。  
(3) 本協力覚書の下で得た情報に、個人情報、商業機密その他機密性のあるデータが含まれる場合には、情報を提供する一方の同意が得られない限り、1. に規定する関係するそれぞれの当局及び団体に対してを除き、使用、漏洩又は第三者への開示を行ってはならない。
5. 双方は、双方が同意した場合には、消費生活用製品の安全性に携わる実務者のための研修プログラムの策定を行う。
6. 双方は、相互協力に関する研修プログラム及びその他プログラムを実施するため、消費生活用製品の安全分野における専門家等の人的交流を行う。
7. 双方は各自の担当者を指定し、本協力覚書に関連する事項について、直接連絡及び意思疎通を図ることに同意する。
8. 本協力覚書は、双方が署名をした日から開始する。
9. 本協力覚書は、双方の協議に基づいて修正することができる。いずれの一方の側も、90日前に他方の側に対して書面による通告を行うことにより、本協力覚書を終了させることができる。

本協力覚書は、日本語及び中国語により各二部作成され、2016年11月30日、台北において署名された。

公益財団法人交流協会会長

亜東関係協会会長